拡充し,企業や外国の研修への参加など内容の強化 を図った。

4 航空機の整備に係る審査体制の充実

耐空証明を受けた航空機が,その構造,強度,性 能等の面で常に良好な状態を維持するためには,航 空機の使用者自らが日常から整備作業を適切かつ確 実に実施することが必要不可欠である。特に不特定 多数の乗客の安全に係る航空運送事業者において は,整備の具体的な方法等を整備規程に定め,国土 交通大臣の認可を受けた上で航空機の整備を行って いる。

航空運送事業者の整備体制に係る審査として,整備規程の認可に係る審査のほか,新規参入や新たな基地の追加,新機種導入時等に行う運航開始前の検査,定期的又は随時の安全監査の実施,定例連絡会議の開催,航空機のイレギュラー運航・故障等に係

る機材不具合情報の収集等を行っており,これらを 通じて的確に指導・監督を行った。

また,事故・トラブル等の原因究明と再発防止を 航空運送事業者に強く指導し,航空運送事業者に対 する監視・監督の強化を図った。

5 航空機の経年化対策の強化

長期間使用される航空機が増加しているため,各 国政府,航空機製造者,運航者等において経年化対 策が進められている。

我が国においても,従来から各航空運送事業者に対し,航空機の点検・整備の強化,改修の促進等を指示するなど所要の対策を講じてきており,特に構造強度の改善,腐食防止,電気配線の経年化対策等については耐空性改善通報等により,措置の強化を図った。

第4節 救助・救急活動の充実

1 捜索・救難体制の整備

航空機の遭難,行方不明等に際して,迅速かつ的確な捜索・救難活動を行うため,東京空港事務所に設置されている救難調整本部と捜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制に ついては,空港管理者による消防施設の整備を始め,所要の措置を講ずるよう助言した。

国土交通省は,空港消防力の充実強化を図るため,仙台,大分空港の化学消防車を大型化更新配備及び空港保安防災教育訓練センターに大型化学消防車を新規配備するとともに,釧路,函館,新潟,長崎空港の空港用給水車の性能向上を図って更新配備

した。

さらに,空港保安防災教育訓練センターにおいては,空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに,消火戦術等の研究等を推進した。

空港における救急医療体制については,稚内,釧路,三沢,美保,徳島空港の救急医療搬送車について大型化更新配備を行うとともに,福岡,那覇空港の治療用テントを更新配備するなど,救急医療に必要な医療資器材の配備等を進め,救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるように関係医療機関との連携の強化を推進した。

また,早期に応急手当を実施するため,空港職員 の応急手当講習の受講を推進した。